

1 検証体制

（１）検証について

本県では、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第４条第５項の規定に基づき、香川県児童虐待死亡事例等検証委員会において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行い、児童虐待の防止のための再発防止策の検討を行っている。

（２）検証の方法

- ・「裁判判決記録」をもとに事実関係を整理
- ・情報収集で得られた事実関係をもとに死亡を未然に防ぎ得た可能性について仮説を立て、検証を行った
- ・検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮している

（３）検証委員会委員名簿

◎松井 創	香川県弁護士会 弁護士	司法
牛田 美幸	四国こどもとおとなの医療センター 児童心療内科・児童心療精神科医師	医療
宮前 淳子	香川大学教育学部 教授	学識経験者
千代 小裕美	三豊市健康福祉部子育て支援課 課長	行政
堀瀬 晴彦	丸亀市健康福祉部健康課 課長	母子保健

2 事例の概要

（１）概要

自宅アパートから複数の乳児の遺体が発見された。いずれも父親が不明であり、母が出産した男児であることが判明。死後母が死体を自宅アパートに遺棄していたもの。

（２）家族・親族状況（事案発覚当時）

母（30代）：サービス業勤務

母の両親：X県在住

母の兄・妹：詳細不明

きょうだい児：親族宅で養育されている

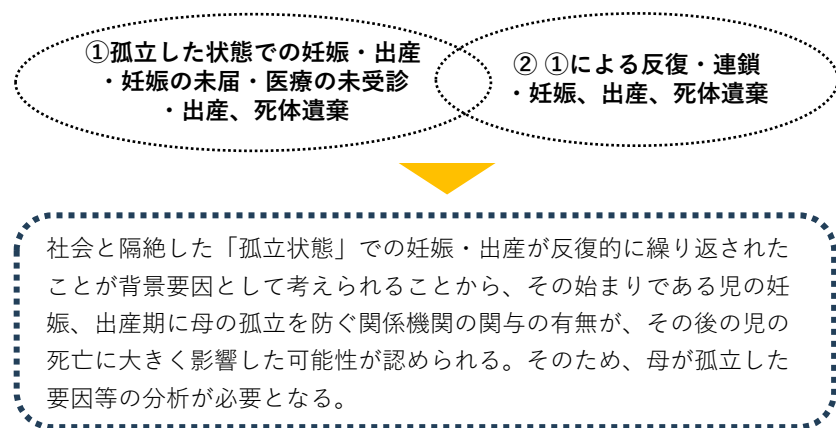
3 背景・課題事項等の整理と検討

（１）背景事項（共通する項目）

- ・予期せぬ妊娠、又は望まない妊娠であった
- ・居住地への住民票異動手続きがなされないまま放置されていた
- ・市町への妊娠の届け出がなかった
- ・健康保険証の有効期限が切れていたため、医療機関を受診しなかった
- ・交際相手から経済的搾取と通信の制限・管理を受けていた
- ・孤立出産であった

（２）課題の検討

【仮説の立案及び検証】



（３）問題点・課題

① 母の成育背景

- ・（裁判記録によれば）両親から叱られて育ち、兄や妹との扱いにも差を感じていた、家族の中に「居りづらさ」を感じていた
 - ・（裁判記録によれば）学童期にいじめを受けていた
- ⇒「安全基地（Secure Base）」を持たずに成長したことが推察される
- ⇒深刻な心的外傷や自己肯定感の低下を招く可能性が高い

②周産期における支援の阻害要因

○母の自己肯定感の低さ

⇒特定の対人関係の依存を強め、適切な支援者への相談をためらわせた一方で、「赤ちゃんポスト」の検索による援助希求行動は見られた

○孤立妊婦の心理

⇒一般的な公的支援は身元を明かすことを前提としているが、本事例のように自身の身元を明らかにすることに対して忌避的である場合は、行政等に繋がることは「発覚のリスク」であり、家庭訪問等のアプローチに対する「防衛」の強化を招きかねない

○ネガティブな経験の影響

⇒（公的支援の有無が判然としないものの）過去にきょうだい児を育てられなかったというネガティブな経験が「産んでも育てられない」という、母の思い込みにつながっていた可能性

4 再発防止に向けた改善策の提言

（１）孤立出産の予防に向けた支援体制の整備

①相談窓口の充実

【令和８年度から】

匿名相談を可能としつつ、より幅広い層が利用しやすいよう、LINE等を活用した形の相談窓口を設ける予定（委託先：県助産師会）

※令和７年度までの取り組み

「妊娠出産サポート」（委託先：県助産師会）

「かがわ妊娠SOS」（委託先：県産婦人科医会）

②周知強化

【問題解決に繋がる要素】

- ・高い匿名性を備えること
- ・対象者に確実に届けられる周知方法の開発
- ・情報へのアクセシビリティの整備が必要
- ・若年層が最もアクセスしやすいデバイスによる相談支援体制の整備

○匿名性を担保し、法的な不利益を被らないことを明示した、スマートフォン完結型の相談ツールの整備が有効と考えられる

○妊娠に関する悩みを抱える方の多くがアクセスすると思われる薬局や産婦人科を通じて、安心できる相談窓口の存在を知らせる

③母子保健相談窓口の機能強化と人材育成

- ・プッシュ型（働きかけ型）の支援と併せて匿名性が高くアクセシビリティに優れたプル型（引き込み型）支援の窓口の整備
- ・妊娠や出産に不安を抱く方に対応する高い専門性や技術をもつ人材の育成を行うための専門的な研修の企画、実施

④母子保健と女性相談との連携強化

- ・令和７年１月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第15条の規定に基づく支援調整会議を設置（関係機関によるネットワークづくり）
- ・各市町における母子保健担当部署と女性相談担当部署との連携強化
- ・支援調整会議（個別ケース検討会）への母子保健担当部署の参画促進

⑤緊急避妊薬（アフターピル）について

令和８年２月２日より、一部の薬局・ドラッグストアにおいて、処方箋なしで緊急避妊薬（アフターピル）が購入可能となった。匿名性が高いことから、有用性は高いと考えられ、同様事案の予防策として位置づけられる。

（２）特定妊婦等に対する支援の充実に向けた取組

- ・要保護児童対策地域協議会に「特定妊婦」として登録したうえでの支援
- ・令和４年改正児童福祉法「妊産婦等生活援助事業」
- ・（１）の支援体制整備による孤立出産の予防と支援